

平成23年度業務実績報告書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

第二期中期目標	第二期中期計画	平成23年度計画	平成23年度業務実績
<p>第1 (省略)</p> <p>第2 国民に対して提供するサービス 其他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービス其他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 労働現場のニーズ、実態の把握 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービス其他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービス其他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。 労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービス 其他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 ア 労働現場のニーズの把握 ・ 研究所主催による「安全衛生技術講演会」や「労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウム」、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問などあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。 ・ 平成23年度においては、東日本大震災に伴う労働災害発生等を端緒として「がれき処理、解体工事における労働災害の分析と対策の検討」等4課題を実施したほか、「職業性疾病の発生を端緒とする調査研究」として「電子顕微鏡による生体内繊維状物質計測法の展開に関する研究」等を実施した。</p>

<p>の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。</p>	<p>赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に努める。</p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。</p> <p>イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。</p> <p>労働者健康福祉機構との間での共同研究の実施等を通じて、労災の臨床例等の入手及びその調査研究への活用を促進する。</p> <p>ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等を研究所の研究討論会等に招聘し、労働現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「労働現場における調査を伴う研究」として「高齢労働者の身体・認知機能と転倒恐怖感を包括した転倒リスク評価に関する研究」、「建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究」等を実施した。 ・ 研究課題の内部、外部評価に当たって、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについても重点的に審査した。 <p>イ 行政との連絡会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省安全衛生部の実務者レベルと研究所研究員との間で12月及び1月に集中的に意見・情報交換を行ったほか、行政要請研究報告会等を通じて、安全衛生行政上の課題把握に努めるとともに、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて意見交換を行った。 ・ 労働者健康福祉機構との間で研究情報交換会を開催するとともに関東労災病院と腰痛研究、石綿小体の計測等についての共同研究を引き続き実施し、労働現場の研究ニーズの把握に努めた。 ・ 行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、10課題の調査研究を実施した。 <p>ウ 国内外の学会、会議等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・ 平成23年12月に客員研究員・フェロー研究員研究交流会を開催し、大学・研究機関・企業等における労働安全衛生上の研究
--	--	---	---

<p>2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</p> <p>上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</p> <p>上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略（平成22年10月）等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。</p> <p>なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選する</p>	<p>場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。</p> <p>産業医科大学との研究交流会を第3四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。</p>	<p>動向等について意見・情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業医科大学との研究交流会を11月に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行った。 日本機械工業連合会、日本電気制御機器工業会、全国低層住宅労務安全協議会、日本作業環境測定協会、労災病院、中央労働災害防止協会をはじめとする業界団体等の中で、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。 <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて次のとおり調査研究を実施した。
---	---	--	--

<p>基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。</p> <p>また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等を行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した</p>	<p>ことにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。</p> <p>また、下記 3 に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等を行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記 3 に示す評価を受けて当該研究を機</p>	<p>(1) プロジェクト研究等</p> <p>中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題(別紙1)(省略)を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p> <p>また、プロジェクト研究に準</p>	<p>(1) プロジェクト研究等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画（以下「中期計画」という。）及び平成23年度計画に基づいて、以下のプロジェクト研究13課題及びGOHNET研究（「労働者の健康増進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究）2課題を実施した。 <p>ア 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究 [2年目]</p> <p>イ メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究 [3年目]</p> <p>ウ オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究 [2年目]</p>
--	--	---	--

<p>場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p>	<p>動的に実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p>	<p>ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題(別紙1)(省略)を実施する。</p>	<p>エ 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究 [1年目]</p> <p>オ 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究 [3年目]</p> <p>カ 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究 [3年目]</p> <p>キ 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究 [4年目]</p> <p>ク 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究 [3年目]</p> <p>ケ 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究 [1年目]</p> <p>コ 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究 [2年目]</p> <p>サ 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究 [1年目]</p> <p>シ 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究 [1年目]</p> <p>ス 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究 [1年目]</p> <p>(GOHNET研究)</p> <p>ア ヘルスケアワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害 [4年目]</p> <p>イ 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究 [1年目]</p>
<p>ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究</p> <p>労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。</p> <p>また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。</p>	<p>ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究</p> <p>(ア) 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究</p> <p>(イ) 労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との関連及び対策に関する研究</p> <p>(ウ) メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究</p> <p>(エ) オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究</p> <p>(オ) 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する</p>		

<p>イ 産業現場における危険・有害性に関する研究</p> <p>労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。</p>	<p>研究</p> <p>(カ) ナノマテリアル等の高機能化工業材料を使用する作業環境中粒子状物質の捕集・分析方法の研究</p> <p>イ 産業現場における危険・有害性に関する研究</p> <p>(ア) 金属酸化物粒子の健康影響に関する研究</p> <p>(イ) 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究</p> <p>(ウ) 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究</p> <p>(エ) 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究</p> <p>(オ) 建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究</p> <p>(カ) 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究</p> <p>(キ) 墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究</p> <p>(ク) 貯槽の保守、ガス溶断によ</p>		
--	---	--	--

<p>ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究</p> <p>職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。</p>	<p>る解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究</p> <p>(ケ) 電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究</p> <p>(コ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究</p> <p>(サ) 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究</p> <p>ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究</p> <p>(ア) 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究</p> <p>(イ) 介護職場における総合的な労働安全衛生研究</p> <p>(ウ) 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究</p> <p>(エ) 労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及</p> <p>(オ) 労働者の疲労回復を促進す</p>		
---	---	--	--

<p>(2) 基盤的研究</p> <p>将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>る対策に関する研究</p> <p>(2) 基盤的研究</p> <p>科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p>	<p>(2) 基盤的研究</p> <p>研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究及び東日本大震災の復旧・復興作業における労働災害の防止等に関する研究として36課題(別紙2)を実施する。</p>	<p>(2) 基盤的研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災へ対応するため年度計画を変更し、「東日本大震災の復旧・復興作業における労働災害の防止等」を目的に基盤的研究を行うこととし4課題の基盤的研究を年度途中に開始した。 東日本大震災対応課題を加えて基盤的研究として37課題を実施した。このうち、10課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 基盤的研究についても、プロジェクト研究等と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 「産業現場における危険・有害性に関する研究」の分野においては、平成24年度から開始するプロジェクト研究「墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究」の萌芽的研究として、「補修工事における屋根、建物等からの墜落災害防止に関する研究」を実施し、プロジェクト研究の実施に必要な危険性データの収集等多岐にわたる技術的な成果を得た。当該基盤的研究課題の成果については、報告書を刊行するとともに研究所のホームページに全文を掲載した。 <p>また、「職場のリスク評価とリスク管理に関する研究」分野においては、平成23年度に終了の基盤的研究「遺伝毒性に及ぼす職業有害因子及び個体素因の相互作用に関する研究」において有効性</p>
--	--	--	---

<p>(3) 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。</p> <p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛</p>	<p>(3) 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p> <p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）等に基づき、次に示す研究評価を実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。</p>	<p>(3) 行政要請研究</p> <p>厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p> <p>3 研究評価の実施</p> <p>内部及び外部の研究評価を下記により、厳正に実施する。</p> <p>なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。</p>	<p>が実証された遺伝子改変による高感受性動物を用いた遺伝毒性評価法を、平成 24 年度開始プロジェクト研究「金属酸化物粒子の健康影響に関する研究」に重要な検出手法の一つとして組み込むことができた。</p> <p>(3) 行政要請研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政からの要請を受けて、「車両系建設機械に起因する労働災害の分析と対策の検討」をはじめ 10 課題についての調査研究を実施し、報告書を提出した。 <p>特に、「除染作業における内部被ばく線量管理のための浮遊粉じん濃度評価手法」ほか 3 課題は東日本大震災対応のために年度途中で緊急に要請されたものであるが、的確に対応した。</p> <p>3 研究評価の実施</p> <p>評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除及び大学等との共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確にさせた上で研究評価を実施した。</p>
---	---	---	---

<p>生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。</p> <p>なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。</p>	<p>また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p>	<p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として、上期と下期の年2回、事前、中間及び事後の評価を行う。評価結果については、研究計画等の精査や研究予算の査定等の研究管理に反映させる。</p> <p>研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。</p> <p>なお、平成20年度以前に終了したプロジェクト研究の中から数課</p>	<p>(1) 内部研究評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度計画に基づき、原則としてすべての研究課題を対象として年2回の内部評価を行った。 研究課題について、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価は、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等5項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目について、それぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。また、内部評価規程の改正を行い、追跡評価の評価項目、評価内容等に関する項目を追加し期末評価において追跡評価を試行的に実施した。 研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した
--	---	--	--

	<p>(2)外部研究評価の実施</p> <p>ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な場合は中間評価)を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p>	<p>題を対象として、労働安全衛生関係法令や 各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムを評価する追跡調査を試行的に実施する。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 外部評価の実施</p> <p>労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を第3四半期に開催し、プロジェクト研究等を対象に評価を行う。評価結果については、研究計画等の見直しや研究予算の査定等の研究管理に反映させる。</p> <p>また、基盤的研究課題について、これらが将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものであるかどうかといった観点からの評価を併せて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰(2名)及び若手研究者表彰(2名)を行い、研究員のモチベーションの維持・向上に努めた。 <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 外部評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年12月に外部評価規程の改正を行い、基盤的研究課題についての評価の実施に関する項目を追加した。この改正規程に基づき外部評価委員会において基盤的研究課題についても将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものであるかどうかといった観点からの評価を併せて実施した。 <p>また、更に公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価は、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等5項目について、中間評価及び事後評価については目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目についてそれぞれ5段階の評価を行うこととし、平成23年12月末に開催した外部評価委員会においては、プロジェクト研究(6課題)、GOHNET研究(2課題)、イノベーション25研究(1課題)、基盤的研究課題(2課題)の計11課題を対象に行政的・社会的貢献度も含めた事前、中間、事後の評価を行った。評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員の内訳は、産業安全及び労働衛生の両分野の学識経
--	---	---	---

<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p> <p>中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献につ</p>	<p>イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供す</p>	<p>イ 外部評価の結果の公表</p> <p>外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。</p>	<p>験者がそれぞれ5名、経済界、労働界等の有識者3名であった。</p> <p>イ 外部評価の結果の公表</p> <p>・平成23年度の外部評価の結果及び業務への反映については、報告書として取りまとめ、その全文を3月31日に研究所ホームページに公表した。</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>ア 基準制定・改定等のための検討会議等</p> <p>・「機械類の安全性」、「静電気安全」、「温熱環境」等の分野をはじめとして23人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う64件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究所の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。</p> <p>・出席した国際機関委員会等に研究成果を提供する等貢献すると</p>
--	--	--	---

<p>いては、50 件以上とすること。</p> <p>(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ研究員一人あたり 20 回以上及び 10 報以上とすること。</p> <p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進するこ</p>	<p>る。</p> <p>(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。</p> <p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</p>	<p>(2) 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。本年度、講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については2報を目標とする。</p> <p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</p>	<p>ともに、8課題の研究成果が労働安全衛生法関係省令、指針、通達等に反映された。</p> <p>(2) 原著論文、学会発表等の促進 ・ 平成23年度の講演・口頭発表等は339回となり、平成23年度計画に掲げた数値目標である研究員一人あたり4回に対して4.3回と上回った。また、論文発表等は357報となり、同目標の2報に対し4.6報となった。 ・ 18人（延べ）の研究員が、APSS（アジア太平洋安全工学シンポジウム）、日本産業衛生学会、日本衛生学会等の優秀論文賞等を受賞した。</p> <p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信 ア 研究成果の公開 ・ 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、</p>
--	---	---	--

<p>と。</p> <p>なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325 万回以上とすること。</p>	<p>イ 特別研究報告（SRR）等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p>	<p>「Industrial Health」及び「労働安全衛生研究」については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。</p> <p>また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。</p> <p>イ 年報、メールマガジン等の発行</p> <p>平成22年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン(毎月1回)等を発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p>	<p>Industrial Healthと同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム/独)科学技術振興機構)で公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、震災関連情報コーナーを新設し、研究所の研究成果に基づくアスベスト関連情報、呼吸用保護具関連情報等を掲示した。 ・ 最新の研究成果をわかりやすく紹介するため、研究所の施工シミュレーション施設で実施した「土砂崩壊の実大シミュレーション実験」について、写真やイラストを用いたスライドに加え、動画を用いて実験状況をわかりやすく解説した。 ・ 英語版ホームページにおける各グループ・センターの紹介ページを最新の活動状況がわかるように更新した。 ・ 音声読み上げソフトを使う障害者等の利用者の理解を促進させるため、ホームページ上の文字情報を順序立てて正確に音声に変換できるよう改良に努めた。 ・ 研究所ホームページ上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数は年間96万回であり、年間目標65万回程度を大幅に上回った。 <p>イ 年報、メールマガジン等の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに、メールマガジン(安衛研ニュース)は、役職員によるコラム欄の充実を図った上で、月1回1,097件(月平均値)に配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・ 特別研究報告SRR-No. 41を刊行し、平成22年度に終了した以下
---	---	--	---

	<p>ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>平成 22 年度に終了した以下のプロジェクト研究及び G O H N E T 研究について、「特別研究報告（S R R）」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 ・アーク溶接作業における有害因子に関する研究 ・中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 ・職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス ・生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 <p>ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿</p> <p>事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極</p>	<p>のプロジェクト研究及びGOHNET研究について、その研究成果の広報を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 ・アーク溶接における有害因子に関する研究 ・中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 ・職業性ばく露と作業関連疾患のアクティブ・サーベイランス ・生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究 <p>ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の刊行物を刊行し、行政機関や関係の業界団体に配布するとともに研究所ホームページに全文掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> ①技術資料 T D -No.1 「生産業務と安全管理業務との協調による労働安全衛生マネジメントシステムの推進」 ②技術資料 T D -No.2 「トンネルの切羽からの肌落ちによる労働災害の調査分析と防止対策の提案」
--	--	---	--

<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>エ IT技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。</p> <p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。</p>	<p>的に行う。</p> <p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア「時代のニーズの変化に対応した労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」(仮案)をテーマとする安全衛生技術講演会を、第3四半期に国内3都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般誌等に69件の論文・記事を寄稿し、研究成果のより分かりやすい普及等に積極的に努めた。 ・ 国内のテレビからの取材4件のほか、睡眠対策やメンタルヘルス相談等について新聞・雑誌からの取材15件に協力した。 <p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 安全衛生技術講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全衛生技術講演会」を平成23年11月に大阪市、12月に東京及び名古屋市の3都市において開催した。「時代のニーズの変化に対応した労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」をテーマとし、5名の研究員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で558名であった。参加者へのアンケート調査によれば、「良かった」又は「とても良かった」とする割合が79%であった。 ・ 平成24年1月に「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」をテーマにした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、6名による講演及びパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に265人の参加者を得た。 ・ その他民間機関との共催による講演会等として、(社)日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修会、四国地区電力需用者協会等との共催による電気関係災害防止対策講習会を開催した。
--	---	--	--

<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許等の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p> <p>5 労働災害の原因の調査等の実</p>	<p>イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p> <p>5 労働災害の原因の調査等の実</p>	<p>イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p> <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>特許権等の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権等の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録や、研究所のホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。</p> <p>5 労働災害の原因の調査等の実</p>	<p>イ 研究所の一般公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清瀬地区で平成23年4月20日に、登戸地区で同年4月24日に、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区345名、登戸地区150名で合計495名であった。 ・ 国内外の研究研修機関、大学、業界団体、民間企業等15機関、合計290名から随時の見学希望に対応した。 <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所が保有する登録特許総数は36件であり、新規に1件の特許を出願して特許出願総数は7件となった。また、TLOに委託した1件が特許登録、2件が意匠登録され、特許を含めてTLO委託総件数が8件となった。 ・ 特許権の取得を進めるため、年度末に行う研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価を行うとともに、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応した。 ・ 知的財産の活用促進を図るため、36件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表した。 ・ 当所が単独で保有する特許6件について、開放特許情報データベースへの登録を申請した。 <p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p>
--	---	---	--

<p>施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p> <p>また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。</p>	<p>施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。</p>	<p>施</p> <p>(1) 労働災害の原因調査等の実施</p> <p>行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることなどにより、災害調査の質的向上を図り災害調査の高度化に努める。</p> <p>(2) 原因調査結果等の報告</p> <p>原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。</p> <p>(3) 鑑定・照会等への積極的な対応</p> <p>労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。</p> <p>(4) 調査内容の公表</p>	<p>(1) 労働災害の原因調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査が14件であった。 ・ 平成23年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は92%であった。 <p>(2) 原因調査結果等の報告</p> <p>平成23年度に実施した14件の災害調査、13件の刑事訴訟法に基づく鑑定等、6件の労災保険給付に係る鑑別、鑑定等について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。</p> <p>(3) 鑑定・照会等への積極的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき平成23年度に開始した鑑定等は15件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は8件であった。 <p>(4) 調査内容の公表</p>
---	--	--	---

<p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。</p> <p>また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p>	<p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。</p> <p>また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</p>	<p>調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページ等で公表する。</p> <p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間で意見・情報交換を行い、化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等について検討を行う。</p>	<p>・ 調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査内容について厚生労働省との協議の上、1事例を同種災害の防止に資する観点から企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページで公表した。</p> <p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>・ 国における独立行政法人の制度・組織改革の検討スケジュールとの関係から厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間で化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等についての検討には至らなかった。</p> <p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する</p>
<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p>

<p>安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p>	<p>る法律（平成20年法律第63号）」（以下「研究開発力強化法」という。」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された今後10年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及啓発に努める。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的とした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを運営実施する。</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の</p>	<p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査 ・ 国際会議への職員派遣、ISOやOECDの国際会議等の機会を利用し、国内外の研究所・諸機関が有する知見等の調査、情報収集を行い、国内関係機関等に提供した。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会 ・ 労働安全衛生重点研究推進協議会において、平成22年10月に取りまとめられた「今後おおむね10年間の労働安全衛生研究重点3研究領域22優先課題」の普及啓発に引き続き努めた。 ・ 平成24年1月に「大震災に対応した労働安全衛生研究の展望」をテーマにした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、6名による講演及びパネルディスカッションを行った。安全衛生に関する専門家、労使関係者を中心に265人の参加者を得た。[再掲]</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集 ・ 客員研究員・フェロー研究員や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努</p>
--	---	--	---

	<p>エ 「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>研究機関との情報交換等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、必要に応じて、研究所のホームページに関連情報を公表する。</p> <p>エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布</p> <p>最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p> <p>「Industrial Health」誌については、インパクトファクターが0.8以上となるよう、引き続き掲載論文の充実に努める。</p>	<p>めた。[再掲]</p> <p>エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布</p> <p>(ア) Industrial Health</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際学術誌 Industrial Health を年6回刊行し、国内576件、国外409件の大学・研究機関等に配布した。このうち、49巻第3号では「国際産業安全衛生シンポジウム2010 (ISISH2010)」に関するミニ特集号を企画した。 Industrial Health 誌への投稿論文数は186編で、そのうちの掲載論文数は98編であった。また、掲載論文の国別/地域別内訳は、欧米25.4%、アジア・オセアニア27.6%、日本(当研究所を除く)31.6%、当研究所10.2%となっており、広く国内外からの投稿論文を集めた。 Industrial Health 誌のインパクトファクターは、0.94となった。 J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム/独)科学技術振興機構)を通じ Industrial Health 誌の創刊号からの全掲載論文が閲覧可能であること、受理論文の刊行前早期公開(Advance Publication)、更には海外の著名データベースサービス(PubMed, CrossRef, EBSCO, INSPEC, ProQuest 等)との相互リンクが年々増加していることから、平成23年度は世界各国から書誌事項に20
--	--	---	---

<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進</p> <p>諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。</p>	<p>万件を超えるアクセス、並びに昨年度を上回る 8 万件超の全文ダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度から「オンライン投稿・査読システム/ScholarOne Manuscripts」を導入し、投稿論文の受付から審査、その他各種編集業務の大幅な効率化を図った。その結果、システム本稼働を開始した平成 24 年 3 月の 1 ヶ月間だけで 23 編の論文投稿があった。 <p>(イ) 和文学術誌「労働安全衛生研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> 和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回刊行し、国内約1,000の大学・研究機関等に配布した。 J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム/独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。 <p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携大学院協定を締結している日本大学、長岡技術科学大学、大阪大学、東京都市大学、北里大学及び三重大学において、研究員が客員教授等として4人、客員准教授等として9人が任命され、教育研究活動を支援した。 連携大学院協定等に基づき、日本大学大学院、東京都市大学大学院等の大学生・大学院生計12人を研修生として受け入れ、修士論文・卒業論文執筆のための研究指導を行った。
---	---	---	--

<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進する</p>	<p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同</p>	<p>イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣</p> <p>研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>ウ 若手研究者等の受入れ</p> <p>国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。</p> <p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <p>諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。</p> <p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 研究協力協定等</p> <p>研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討する。</p> <p>欧米・アジア諸国の主要な労働</p>	<p>イ 大学客員教授等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学、東京農工大学等18大学に対して24人の研究員が客員教授、非常勤講師等として支援を行った。(連携大学院制度に基づく派遣を除く。) <p>ウ 若手研究者等の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携大学院制度に基づく研修生12人を始め、内外の大学・研究機関から計55人の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 <p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修及び労働衛生専門官研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 ・ このほか、地方労働局が実施する技術研修、労働災害防止団体、産業保健推進センター等が行う研修会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。 <p>(3) 研究協力の促進</p> <p>ア 研究協力協定等</p> <p>これまでに研究協力協定を締結した国外の研究機関は合計で6か国12機関であり、これら研究機関と労働安全衛生関係の幅広い分野において研究協力協定に基づく共同研究、情報交換、研究協力を進めた。</p>
--	---	---	---

<p>とともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。</p> <p>また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。</p>	<p>研究を進める。</p> <p>イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。</p> <p>ウ 上記により、毎年度 20 人以</p>	<p>安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究、人的交流等を進める。</p> <p>イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員を研究所の研究討論会に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 また、産業医科大学との研究交流会を第 3 四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。</p> <p>ウ 共同研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き世界保健機関（WHO）から労働衛生協力センターの指定を受けるため所要の手続きを進めた結果、7月13日付けで再指定が実現した。 ・英国ラフボロー大学とは、手腕振動ばく露の生体動力学応答実験の結果について、新しい分析方法の提案とその検証を相互に行い検討した。 ・米国コネチカット大学とは、手腕振動ばく露の生理影響とその評価について情報交換を行った。また、実験結果について相互検証を行い問題点等を議論した。 ・韓国 OSHRI とは、韓国済州島で開催された APSS (Asia Pacific Symposium on Safety) 2011 において、OSHRI の院長らと協議し、協力協定更新について合意した。 <p>イ 研究交流会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロー研究員として39人（うち新規1人）、客員研究員として16人を委嘱し、客員研究員・フェロー研究員研究交流会の開催等により研究情報の交換を行った。[再掲] ・客員研究員・フェロー研究員や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。[再掲] <p>ウ 共同研究</p>
--	---	--	---

<p>上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>エ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET研究として実施する。</p> <p>第 3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第 29 条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営</p>	<p>上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>エ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET研究として実施する。</p> <p>第 2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。また、20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>エ 世界保健機関（WHO）労働衛生協力センター</p> <p>世界保健機関（WHO）から引き続き労働衛生協力センターとして指定が受けられるよう、所要の手続きを進めるとともに、WHO 労働衛生協力センターの次期ワークプラン（2012-2017）の策定に協力を行う。また、上記2の(1)のGOHNET研究を推進する。</p> <p>第 2 業務運営の効率化に関する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題の合計32研究課題のうち、共同研究は19件、58%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ19人派遣するとともに、他機関から55人の若手研究者等を受け入れた。 <p>エ 世界保健機関（WHO）労働衛生協力センター</p> <p>引き続き当該年度内に世界保健機関（WHO）から労働衛生協力センターの指定を受けるため所要の手続きを進めた結果、7月13日付けで再指定が実現した。〔再掲〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 9 回 WHO 労働衛生協力センターグローバルネットワーク会議で次期活動計画ーグローバルマスタープラン（GMP 2012-2017）に対して、2つのGOHNET研究が関連する研究課題「看護・介護労働者の安全衛生」、「気候変動による暑熱ストレスの労働安全衛生」に対応することが確認された。 <p>第2 業務運営の効率化に関する措置</p>
--	--	---	---

<p>経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p>	<p>1 機動的かつ効率的な業務運営 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月）等を参考として、理事長の強い指導力の下で、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。</p>	<p>1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、理事長のリーダーシップの基に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し 本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。 プロジェクトチームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。 研究開発力強化法に規定されている各種措置を推進する。</p>	<p>1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立 平成23年度は、厚生労働大臣が定めた第二期の中期目標及び中期計画の初年度に当たり、平成23年度計画に基づき理事長のリーダーシップの下で業務運営体制の確立を図った。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制の実現と見直し ・ 内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事（業務・会計）を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を5回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。 ・ 平成23年度計画に基づく業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を適材適所に配置し、両地区が一体となって業務を推進した。 ・ 研究開発力強化法に基づき、平成23年1月1日付けで「人材活用等に関する方針」を策定し研究所のホームページに公表して当該方</p>
--	--	---	--

	<p>イ IT 技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。</p>	<p>イ 調査研究管理の一元化 清瀬・登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。</p> <p>ウ 人材の登用 人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究環境の整備に努める。</p>	<p>針に基づき推進した。</p> <p>イ 調査研究管理の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部評価会議(中間・期末)を開催するとともに、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部評価を行った。また、プロジェクト研究等重点研究11課題を対象として、外部評価会議を開催し、外部識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。[再掲] 清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価制度を引き続き活用して研究員の業績評価を行い、この結果を人事管理に反映させた。[再掲] <p>ウ 人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付研究員の採用活動を行った。 <p>ウ 人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行った。 前年度に採用内定した1名を平成23年4月1日付けで採用するとともに、平成23年度の公募に応募した63名の中から5名を平成24年4月1日付け採用予定者として内定した。 平成20年度に任期付として採用した2名、平成21年度に任
--	--	---	--

	<p>ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施</p>	<p>エ 業務・システムの効率化等</p> <p>調査研究業務に係る文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進する。また、清瀬、登戸両地区を結ぶ電子決裁システムの導入を検討する。</p> <p>テレビ会議の活用を引き続き進める。</p> <p>オ 監事との連携</p> <p>定期的な監事監査、監事による各種所内会議等への出席等を通じた業務の改善に努める。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 効率的な研究業務の推進</p> <p>調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究</p>	<p>期付として採用した3名の研究員について審査を行い、任期を付さない研究職員として、1名を平成24年1月1日付け採用、3名を平成24年4月1日付け採用内定した。</p> <p>エ 業務・システムの効率化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 業務の効率化を進めるため、TV会議システム及び電子決裁システムを積極的に活用した。 <p>オ 監事との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期監事監査に加え、平成23年度に5回開催した役員会議において監事への業務実施進捗報告を行った。これらを踏まえて監事から業務改善への助言があり業務の改善に努めた。さらに毎週開催する部長等会議においても監事が出席しており必要な情報の共有を図った。 <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 効率的な研究業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部評価会議の開催による厳正な課題評価、所内及び所外での研究
--	---	---	--

<p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減等</p>	<p>するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。</p> <p>イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。</p> <p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減</p>	<p>管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。</p> <p>イ 研究職員の業績評価 役職に着目した業績評価基準の導入等現行の業績評価基準、評価方法等の見直しを行い、研究職員の業績をより適切かつ総合的に評価する。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p>	<p>発表を目的とした研究討論会及び労働災害調査報告会並びに行政要請研究報告会等の各研究管理手法を組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図った。併せてこれらの進行状況を定期的に部長等会議や理事長打合せ、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。 <p>イ 研究員の業績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業績評価基準に部長等管理職に着目した評価項目を設け評価を行った。 研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。〔再掲〕 <p>なお、清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価システムを引き続き活用した。また、評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく優秀研究者表彰（2名）及び若手研究者表彰（2名）を行い、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。〔再掲〕</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減</p>
---------------------------	---	--	---

<p>ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時までには、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。</p> <p>なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</p>	<p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理へのIT技術の活用等を適宜行い、更なる経費の節減を図る。</p> <p>イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時までには、一般管理費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金</p>	<p>ア 経費の節減</p> <p>省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 業務運営の徹底した効率化</p> <p>中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。</p>	<p>ア 経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件約1億1,600万円であった随意契約は、平成22年度は5件約3,600万円、平成23年度においては6件約4,000万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約7億6,100万円から、平成22年度は81件約6億6,600万円、平成23年度においては76件約6億1,700万円となった。 ・ グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 ・ 光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対平成22年度比で100万円、率にして1.6%削減した。 <p>イ 業務運営の徹底した効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、計画の範囲内で予算を執行した。
---	--	--	--

<p>イ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日）に基づき平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5% 以上削減するとした人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続すること。</p> <p>なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>	<p>と比べて 15% に相当する節減額を、また、事業費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成 22 年度の運営費交付金と比べて 5% に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p>ウ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5% 以上削減するとした人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。また、平成 24 年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。なお、常勤役職員</p>	<p>ウ 役職員の給与の見直し</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。</p> <p>エ 計画的な職員の採用</p> <p>中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。</p>	<p>ウ 役職員の給与の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）による国家公務員指定職及び一般職の給与改定に準拠し、平均 0.23% 減となる俸給表の改定を行うとともに、平成 23 年 4 月から施行までの較差相当分は、平成 24 年 6 月期の期末手当で調整予定としている。 <p>エ 計画的な職員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、前年度に採用内定した 1 名を平成 23 年 4 月 1 日付けで採用するとともに、平成 23 年度の公募に応募した 63 名の中から 5 名を平成 24 年 4 月 1 日付け採用予定者として内定した。 平成 20 年度に任期付として採用した 2 名、平成 21 年度に任期付として採用した 3 名の研究員について審査を行い、1 名を平成 24 年 1 月 1 日付け、3 名を平成 24 年 4 月 1 日付けで任期を付さない研究員として採用内定した。〔再掲〕
--	---	---	--

<p>併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の中期計画予算については、毎年度1%以上の節減額を見込んだものとする。ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。） <p>さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考</p>		
---	--	--	--

<p>ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に</p>	<p>慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成 21 年度の対国家公務員指数が 101.6 であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>エ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。</p> <p>オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行</p>	<p>オ 公共調達の適正化</p> <p>契約の締結に当たって、透明性、競争性等を確保するとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。</p> <p>カ 保有資産</p> <p>施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討・改善する。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必</p>	<p>オ 公共調達の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、契約監視委員会及び公共調達審査会において契約の点検を行っている。 <p>カ 保有資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有施設・設備については、その有効活用を図る観点から、民間企業等に対して有償貸与を実施している。平成 23 年度においては、前年度に引き続き貸与対象の施設・設備を見直し、施工シミュレーション施設を追加した。これら施設等についてはホームペ
---	---	---	--

<p>沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。</p> <p>また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p> <p>特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。</p>	<p>い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。</p> <p>また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の4(5)の取組等により、特許収入の拡大を図る。</p>	<p>要な措置を講ずる。</p> <p>また、特許権については、特許登録後の期間、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、特許料の支払いの見直しなど必要な措置を講ずるとともに、開放特許情報データベース等を活用して特許による増収を図る。</p>	<p>ージ等を通じて積極的に広報した。この結果、7件の施設・設備を有償貸与し、175万円の収入を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施されていない特許等の保有見直しについては、特許年金の支払い前の段階で、今後の実施許諾等に伴う収入の見通し、権利維持費用の見込み等費用対効果を十分勘案して権利存続の是非を検討することとし、平成23年度においては4件の見直しを実施した。 ・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の拡大</p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得する</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の拡大</p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自ら</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>競争的研究資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金及び日本学術振興会科学研究費補

<p>よう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p>	<p>が業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p>	<p>的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。</p> <p>公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。</p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算については、別紙3の</p>	<p>助金27件(うち研究代表者18件)4,034万円の競争的研究資金を獲得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託研究については、国から1件、地方自治体から1件、民間機関からの7件の合計9件6,306万円を獲得した。 ・ 受託研究のうち1件は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの大型受託研究「生活支援ロボットの安全性検証手法の研究開発」(5,434万円)である。 <p>(2) 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、ホームページの内容を分かり易くすると共にチラシを作成するなど、周知を図った。施工シミュレーション施設等7件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は175万円となった。 ・ また、東京大学等の研究機関や民間企業との間で18件の共同研究(プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。)により施設の共同利用を進めた。 ・ 特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の合計額は総額118万円となった。 <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び
--	--	--	--

<p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>ア 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>イ 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 限度額 290百万円</p> <p>(2) 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>とおり。</p> <p>(2) 収支計画については、別紙4のとおり。</p> <p>(3) 資金計画については、別紙5のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 290百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して2億5,235万円の節減となり、執行率は87%となった。項目別では、人件費（退職手当を除く。）は90%、一般管理費は73%、業務経費は87%の執行率となった。
---	--	---	---

<p>第 5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>ア 職員の専門性を高めるために</p>	<p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>1 研究用機器等を充実させるための整備</p> <p>2 広報や研究成果発表等の充実</p> <p>3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加</p> <p>4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p> <p>第 8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登</p>	<p>第 5 剰余金の使途</p> <p>1 研究用機器等を充実させるための整備</p> <p>2 広報や研究成果発表等の充実</p> <p>3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加</p> <p>4 職場環境の快適さを向上させるための整備</p> <p>第 6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 中期計画に基づく人件費削減</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 任期付き研究員の採用</p>
---	---	--	---

<p>適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。</p> <p>また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。</p>	<p>用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p>	<p>の取組状況を踏まえつつ、研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。採用に当たっては、公募による3年間の任期付き採用を原則とする。</p> <p>3年間の任期が満了する任期付き研究員のうち研究所で引き続きの勤務を希望するものを対象として、任期を付さない研究員として採用審査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、任期付研究員として1名を採用した。〔再掲〕 ・ 平成20年度に任期付きとして採用した2名、平成21年度に任期付として採用した3名の研究員について審査を行い、1名を平成24年1月1日付け、3名を平成24年4月1日付けで任期を付さない研究員として採用内定した。〔再掲〕
<p>イ 研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。</p>	<p>イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>(2) 常勤職員の数 期末の常勤職員数は、期初の100%</p>	<p>イ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。</p> <p>また、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努める。</p> <p>(2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 104名</p>	<p>イ 若手研究員等の資質向上と環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。 ・ フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 ・ 専門型裁量労働制に関する協定を定め、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図ることにより、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。 <p>(2) 人員の指標 ・ 年度当初の常勤職員数は98名であり、年度末の常勤職員数は</p>

<p>2 施設及び設備に関する事項</p>	<p>を上限とする。</p> <p>(参考1) 常勤職員数</p> <p>期初の常勤職員数 104名</p> <p>期末の常勤職員数 104名 (上限)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込み：4,191百万円</p> <p>なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。</p>	<p>当年度末の常勤職員数の見込み 104名</p> <p>(3) 人件費総額の見込み</p> <p>当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、970百万円である(受託業務等の獲得状況により増減があり得る。)</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額には含まれない。</p>	<p>96名となった。</p> <p>(3) 人件費総額見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度における人件費の総額は8億6,696万円で、平成23年度計画における当年度中の人件費総額見込み(9億6,980万円)と比べて1億284万円の節減となった。
-----------------------	--	---	---

<p>業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。</p> <p>なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。</p> <p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <p>なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。</p> <p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>清瀬地区の建物外壁補修・防水等工事、吸収式冷温水機更新等を実施する。</p> <p>化学物質の有害性調査を実施する場合に備えて、業務運営の効率化等の観点から、研究施設及び設備の集約化について検討を行う。</p> <p>3 公正で的確な業務の運営</p> <p>(1) 関係法令の遵守等</p> <p>ア 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度計画どおり、清瀬地区の建物外壁補修・防水等工事、吸収式冷温水機の更新、車両系機械災害防止研究施設改修及び液体攪拌帯電実験室改修を実施した。 <p>3 公正で的確な業務の運営</p> <p>(1) 関係法令の遵守等</p> <p>ア 情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報管理規程に基づき、引き続き、個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 「独立行政法人情報公開・個人情報担当者連絡会議」に職員を派遣し、その後に伝達等を実施した。 平成23年度における情報公開開示請求は無かった。 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、
--	---	--	---

		<p>イ 競争的資金に係る内部監査を実施する等の公的研究費の不正使用防止対策を的確に推進する。また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。</p> <p>ウ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理審査委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。</p>	<p>特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。</p> <p>イ 競争的資金に係る内部監査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題13件に対する実地の内部監査を実施した。 ・ 利益相反審査・管理委員会規程に基づき、民間企業等からの受託研究及び共同研究について内部審査を行った。 ・ 諸規則の遵守状況を含め、内部統制の確立を図る観点から、研究所業務の日常的な意志決定及び進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「理事長打合せ」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事(業務・会計)を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を5回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。[再掲] <p>ウ 研究倫理審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員4名及び内部委員8名からなる研究倫理審査委員会を2回開催し、30件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告又は不承認となった3件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正や研究実施に必要な書類等の再提出を行わせた。同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・ 動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、5件
--	--	---	--

<p>(2) セキュリティの確保</p> <p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(2) セキュリティの確保</p> <p>「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。</p> <p>(参考)(省略)</p>	<p>エ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。また、研究所のホームページに設けた「国民の皆様の声募集」を通じて得られた国民からの意見、要望等を業務運営に反映させる。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティポリシー及び同管理規程に基づく情報セキュリティ対策基準の充実を図るとともに、情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、同対策を適切に推進する。</p> <p>(参考)(省略)</p> <p>(別紙2)</p> <p><基盤的研究></p>	<p>の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、いずれの計画も動物実験指針に沿ったものとして承認した。</p> <p>エ 遵守状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究所の業務について、国民目線に立って改善していくことを目的として、平成21年度より研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、調査研究テーマや講演会・出版物等に対する意見や研究所の運営に対する指摘を聴くこととしており、1件に対応した。 <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ管理規程に基づく諸規程を整備するとともに、情報セキュリティ対策の一環として、また、同規程の周知徹底を図るため職員研修を実施した。</p>
---	--	--	---

		<p>1 安全研究領域</p> <p>(1) 1000MPa 超級高張力鋼の長寿命疲労破壊機構の解明</p> <p>(2) 経年損傷材の寿命延伸技術の検討</p> <p>(3) 有限要素法解析による局部減肉の健全性評価手法の開発</p> <p>(4) 墜落防護工法の多様性に対応した足場強度の評価方法の検討</p> <p>(5) 斜面下における落石防止壁基礎の耐衝撃性に関する研究</p> <p>(6) トンネル掘削における労働災害の調査分析と崩壊可能性の検討</p> <p>(7) 積載型トラッククレーンの転倒防止に関する基礎的研究</p> <p>(8) 爆発火災リスクアセスメントツールの開発</p> <p>(9) 管路拡大によって中断された爆ごうの再転移の研究</p> <p>(10) サブミクロン粉じんの発火・爆発性に関する研究</p>	
--	--	--	--

		<p>(11) 爆発・火災災害における要因分析</p> <p>(12) 中小企業現場における熱危険性評価試験の適正実施のための研究</p> <p>(13) 帯電した絶縁物のコロナ除電シミュレーション</p> <p>(14) がれき処理、解体工事における労働災害の分析と対策の検討</p> <p>(15) 補修工事における屋根、建物等からの墜落災害防止に関する研究</p> <p>2 健康研究領域</p> <p>(1) 職場環境における心理社会的ストレスの生理学的評価法の検討</p> <p>(2) 産業化学物質による生体影響評価のための実験的研究</p> <p>(3) 遺伝毒性に及ぼす職業有害因子及び個体素因の相互作用に関する研究</p> <p>(4) 肝障害が懸念される産業化学物質の毒性評価に関する研究</p>	
--	--	--	--

		<p>(5) 職場環境における物理化学的因子へのばく露と生殖機能を中心とした健康状態との関連に関する研究</p> <p>(6) 筋骨格系障害予防のための人間工学的対策に関する研究</p> <p>(7) 精神作業負荷により生ずる心臓血管系及び中枢神経系の反応特性の解析</p> <p>(8) 東日本大震災の被災地域における過重労働による健康障害の予防に関する研究</p> <p>3 環境研究領域</p> <p>(1) 作業環境管理に関する工学的研究</p> <p>(2) 低周波音・可聴域騒音によって生じる振動感覚に関する研究</p> <p>(3) 作業環境におけるバイオエアロゾルのばく露に関する研究</p> <p>(4) 新規多孔性炭素材料の有害ガス吸着能のモデル化に関する研究</p> <p>(5) 金属及び無機化合物の作業環</p>	
--	--	---	--

		<p>境管理に簡易測定手法を導入するための基礎的研究</p> <p>(6) 電子顕微鏡による生体内繊維状物質計測法の展開に関する研究</p> <p>(7) 多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究</p> <p>(8) 安全性及び作業性を考慮した改良型ロールボックスパレットの開発</p> <p>(9) 種々の温熱環境条件における皮膚表面温度分布の赤外画像処理に関する研究</p> <p>(10) 労働者の死傷病被害の最小化と精神的ストレスのマネジメントに着目した化学工場での爆発火災災害による被害のダメージコントロールの検討</p> <p>(11) 建設工事発注者の安全配慮促進方策に関する調査研究</p> <p>(12) 高年齢労働者の身体・認知機能と転倒恐怖感を包括した転倒リスク評価に関する研</p>	
--	--	--	--

		<p>究</p> <p>(13) 東日本大震災における石綿に係る廃棄物及び船舶解体処理時の石綿飛散状況の把握及びばく露防止対策</p> <p>(別紙3～5) (省略)</p>	
--	--	---	--